

参 考 資 料

- 公認会計士制度の充実・強化 … 1
金融審議会 公認会計士制度部会 報告（抄）
平成14年12月17日
- 公認会計士登録者数等推移 … 3
- 公認会計士試験合格者推移 … 4
- 公認会計士試験合格者の推移 … 5
- 平成19年度公認会計士試験合格者に対する
アンケート結果（抜粋） … 6
- 平成20年度公認会計士試験合格者に対する
アンケート結果（抜粋） … 9
- 業務補助等について … 12
- 実務補習について … 16
- 国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの
相違点等について … 24
- 資格取得後の会計士の質の確保について … 32

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履行の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い見識を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

(略)

② 量的な規模

公認会計士の数についての具体的な拡大規模に関しては、一義的に、適正な公認会計士の数を算出することは困難であると言わざるを得ない。

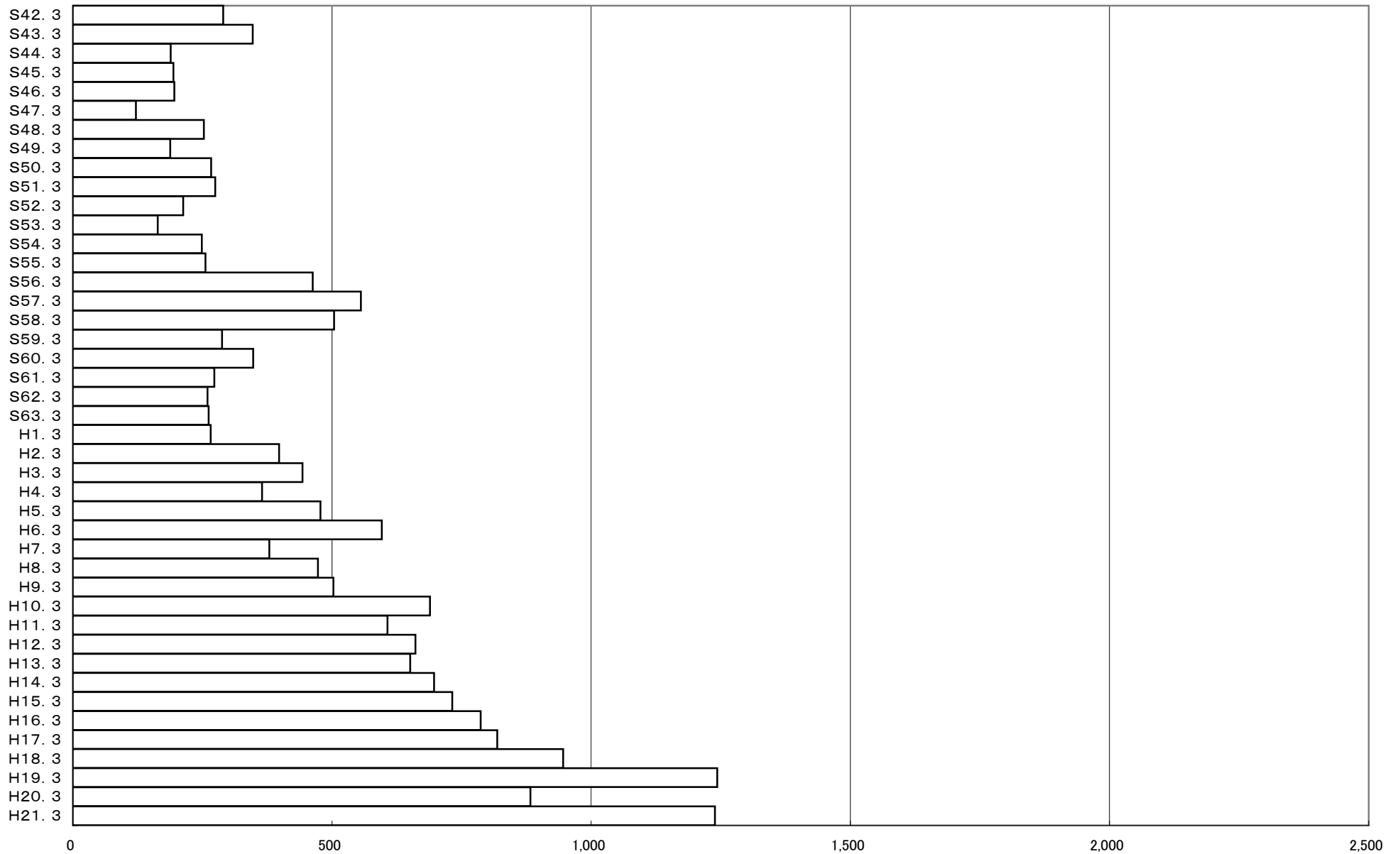
しかしながら、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては将来輩出され、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

例えば、平成30年頃までに公認会計士の総数が5万人程度の規模となることを見込み、年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指しつつ、公認会計士試験制度の見直しと運営を行うことが考えられる。

(略)

公認会計士登録者数等推移

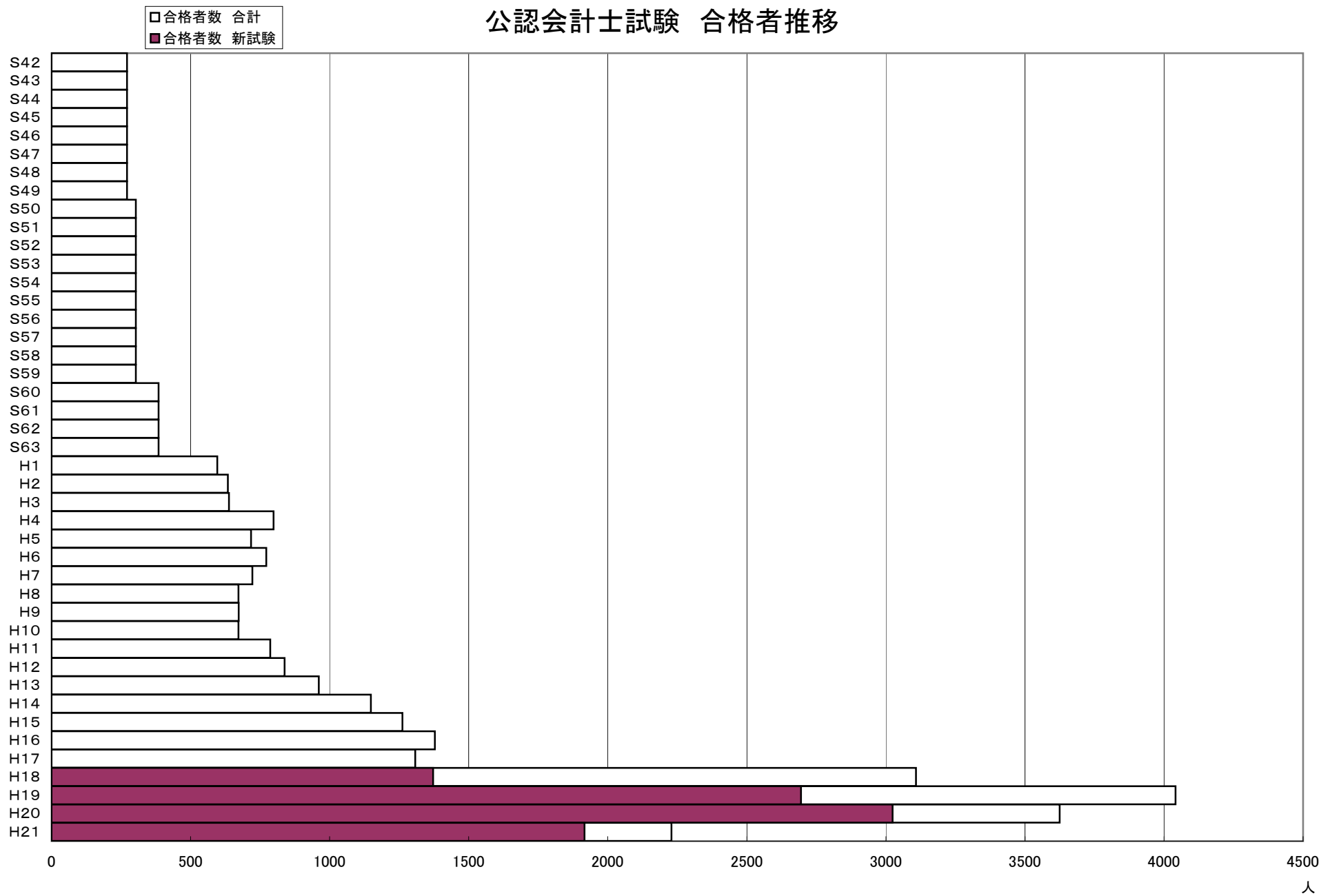
□. 間登録者数



出典: 日本公認会計士協会より入手した資料を基に金融庁作成

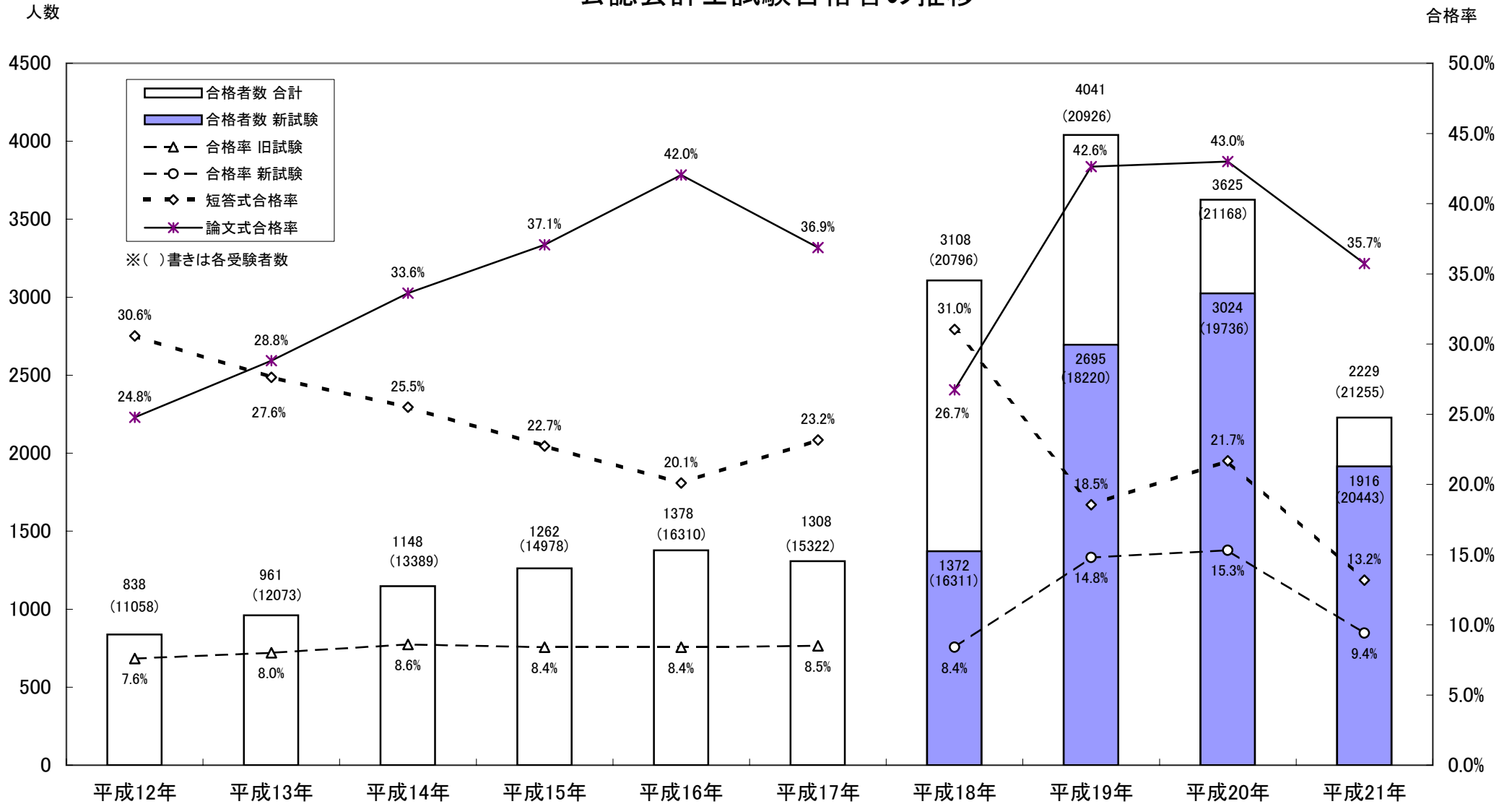
人

公認会計士試験 合格者推移



出典: 公認会計士・監査審査会「合格者調」より金融庁作成

公認会計士試験合格者の推移



	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
願書提出者数	11,058	12,073	13,389	14,978	16,310	15,322	16,311	18,220	19,736	20,443
短答式試験受験者数	11,058	12,073	13,389	14,978	16,310	15,322	16,210	14,608	16,217	17,371
短答式試験合格者数	3,381	3,336	3,414	3,404	3,278	3,548	5,031	2,709	3,515	2,289
論文式試験受験者数	3,381	3,336	3,414	3,404	3,278	3,548	5,132	6,320	7,034	5,361
論文式試験合格者数	838	961	1,148	1,262	1,378	1,308	1,372	2,695	3,024	1,916

(注1) 願書提出者数は、前年及び前々年の短答式合格者及び司法試験合格者等、短答式試験免除者を含んだ数字である。
 (注2) 短答式受験者・合格者数は、前年及び前々年の短答式合格者及び司法試験合格者等、短答式試験免除者を含まない数字である。
 (注3) 論文式試験受験者・合格者数は、旧2次試験合格者を除いた数字である。

平成 19 年度公認会計士試験合格者に対するアンケート結果（抜粋）

以下のアンケート結果は、日本公認会計士協会が、例年、合格者及び任意に抽出した公認会計士を対象として試験問題の内容等について実施しているもの。

【調査対象】

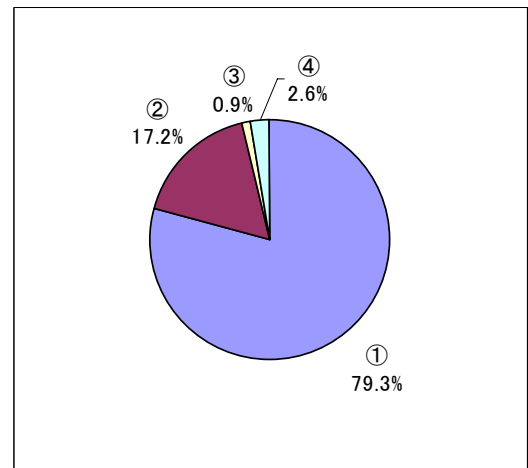
- ・ 平成 19 年公認会計士試験最終合格者で協会の実務補習所に入所した補習生
 ※ 合格者のうち「旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者」は除く
 . . . 2,586 名
 - ・ 公認会計士（後進育成担当常務理事等）
 . . . 227 名
- 合計 2,813 名

Ⅲ アンケート結果

C. 受験方法などについて（合格者のみ回答）

1. 受験勉強に利用した機関等

		《昨年》
① 受験学校（通学）	79.3%	(86.2%)
② 受験学校（通信）	17.2%	(11.6%)
③ 大学の講義またはゼミ	0.9%	(0.5%)
④ 経理研究所やサークル	2.6%	(1.6%)



2. 上記で「①受験学校（通学）」を選んだ方への質問

a. 受験学校を利用した期間

		【累計】	《昨年》
① 1 年未満	1.0%	2 年未満	19.6% (21.6%)
② 1 年以上 2 年未満	18.6%	2.5 年未満	37.1% (41.0%)
③ 2 年以上 2.5 年未満	17.5%	3 年未満	53.6% (58.8%)
④ 2.5 年以上 3 年未満	16.5%	4 年未満	75.0% (81.3%)
⑤ 3 年以上 4 年未満	21.4%		
⑥ 4 年以上	25.0%		

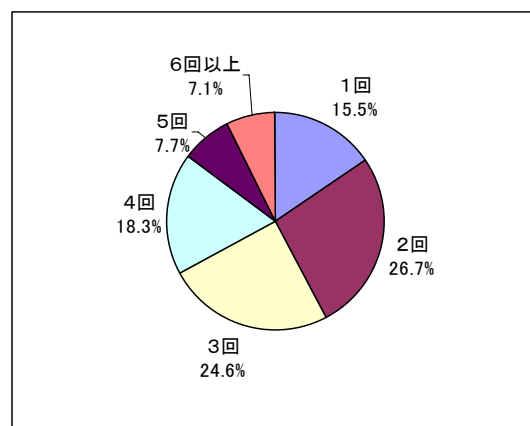
b. 受験学校でかかった費用

		【累計】	《昨年》
① 30 万円未満	2.1%	50 万円未満	10.1% (11.7%)
② 30 万円以上 50 万円未満	8.0%	100 万円未満	48.9% (56.4%)
③ 50 万円以上 100 万円未満	38.8%	150 万円未満	79.5% (86.1%)
④ 100 万円以上 150 万円未満	30.6%		
⑤ 150 万円以上	20.5%		

- c. 受験学校を利用した理由（複数回答可） 《昨年》
- ① 受験学校に行かなければなかなか合格できない……………21.1% (22.1%)
 - ② 効率的に勉強するため……………19.8% (19.1%)
 - ③ 情報を入手するため……………14.3% (13.8%)
 - ④ 答案作成の練習ができるため……………10.5% (9.6%)
 - ⑤ 具体的な勉強方法がわからなかったため、
受験学校を利用する以外思いつかなかった……………10.3% (10.8%)
 - ⑥ ペースメーカーにするため…………… 6.8% (7.6%)
 - ⑦ 試験の傾向が分かるから…………… 8.2% (8.2%)
 - ⑧ 受験生の中でのおおよその自分の位置が分かるから… 9.0% (8.8%)
- d. 利用した受験学校を選んだ理由（複数回答可） 《昨年》
- ① 実績があるから……………31.1% (30.8%)
 - ② カリキュラム・コース等内容が充実していた……………12.8% (11.2%)
 - ③ 大手だから……………28.3% (25.3%)
 - ④ 良い講師がいるから…………… 7.2% (8.2%)
 - ⑤ 雑誌等の広告を見て…………… 3.2% (3.4%)
 - ⑥ 立地条件が良い……………10.3% (11.6%)
 - ⑦ 授業料が他と比べて安いと思った…………… 5.7% (7.3%)
 - ⑧ 少人数制だから…………… 1.4% (2.2%)
- e. 大学の講義の利用状況 《昨年》
- ① まったく利用しなかった……………53.3% (55.1%)
 - ② あまり利用しなかった……………18.4% (18.4%)
 - ③ ある程度は利用した…………… 9.7% (11.3%)
 - ④ かなり利用した…………… 3.6% (3.3%)
 - ⑤ 該当なし……………15.0% (11.9%)

3. 受験回数

	《昨年》	【累計】	《昨年》
① 1回……………	15.5% (20.5%)	2回以内…	42.2% (48.9%)
② 2回……………	26.7% (28.4%)	3回以内…	66.9% (73.7%)
③ 3回……………	24.6% (24.8%)	4回以内…	85.1% (88.0%)
④ 4回……………	18.3% (14.3%)	5回以内…	92.8% (95.3%)
⑤ 5回……………	7.7% (7.3%)		
⑥ 6回以上…	7.1% (4.7%)		

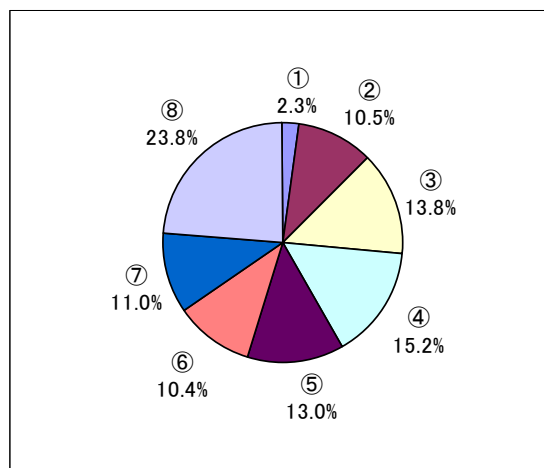


4. 受験に利用した教材

- 《昨年》
- ① 基本書のみ…………… 5.1% (7.2%)
 - ② 試験委員の図書のみ…………… 0.5% (0.9%)
 - ③ 受験学校のレジユメのみ……………51.7% (54.5%)
 - ④ 基本書及び試験委員の図書…………… 1.2% (0.6%)
 - ⑤ 基本書及び受験学校のレジユメ……………30.9% (28.3%)
 - ⑥ 試験委員の図書及び受験学校のレジユメ…………… 4.5% (3.6%)
 - ⑦ 基本書、試験委員の図書及び受験学校のレジユメ…………… 5.3% (4.4%)
 - ⑧ その他…………… 0.8% (0.7%)

5. 公認会計士を目指した時期

		《昨年》
① 中学校時以前	2.3%	(3.7%)
② 高等学校時	10.5%	(11.7%)
③ 大学1年時	13.8%	(13.9%)
④ 大学2年時	15.2%	(16.0%)
⑤ 大学3年時	13.0%	(12.4%)
⑥ 大学4年時	10.4%	(9.3%)
⑦ 大学卒業後	11.0%	(11.2%)
⑧ 就職後	23.8%	(21.8%)



6. 公認会計士を目指した動機（複数回答可）

		《昨年》
① スペシャリスト(職業的専門家)である	31.1%	(33.2%)
② 高収入である	14.1%	(12.2%)
③ 独立して業務ができる	9.3%	(9.0%)
④ 就職等が有利になる	5.7%	(4.8%)
⑤ 社会的地位が高い	8.8%	(8.8%)
⑥ 親(親戚等)が公認会計士または税理士である	3.5%	(3.0%)
⑦ 公認会計士試験で自分の能力を試したい	10.5%	(11.5%)
⑧ 能力が発揮できるやりがいのある仕事である	17.0%	(17.6%)

平成 20 年度公認会計士試験合格者に対するアンケート結果（抜粋）

以下のアンケート結果は、日本公認会計士協会が、例年、合格者及び任意に抽出した公認会計士を対象として試験問題の内容等について実施しているもの。

【調査対象】

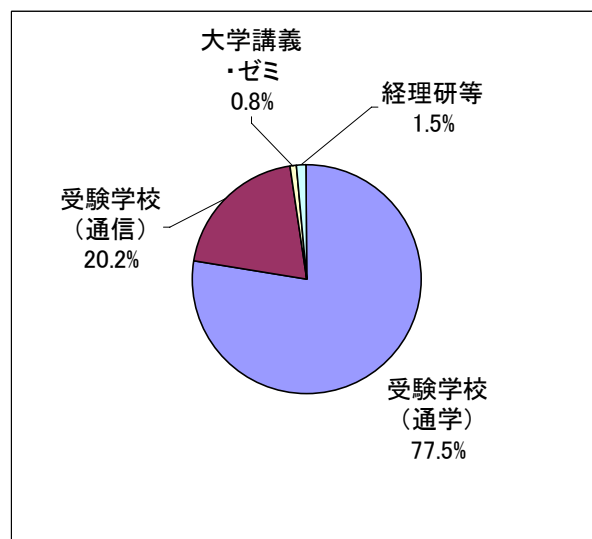
- ・ 平成 20 年公認会計士試験最終合格者で協会の実務補習所に入所した補習生
 ※ 合格者のうち「旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者」は除く
 . . . 2,946 名
 - ・ 公認会計士（後進育成担当常務理事等）
 . . . 277 名
- 合計 3,223 名

Ⅲ アンケート結果

C. 受験について（合格者のみ回答）

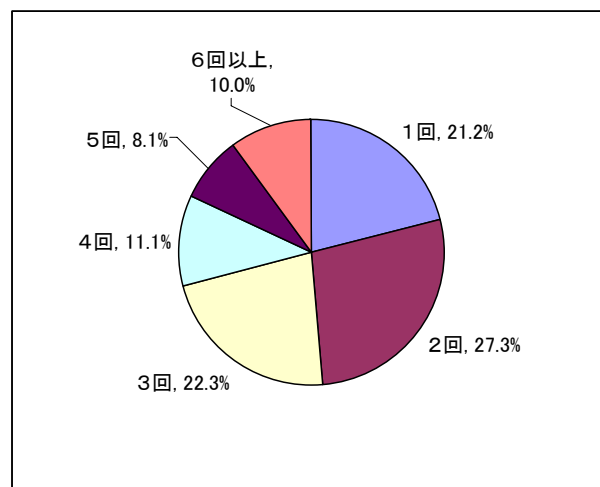
1. 受験勉強に利用した機関等

		《昨年》
① 受験学校（通学）	77.5%	(79.3%)
② 受験学校（通信）	20.2%	(17.2%)
③ 大学の講義またはゼミ	0.8%	(0.9%)
④ 経理研究所やサークル	1.5%	(2.6%)



2. 受験回数

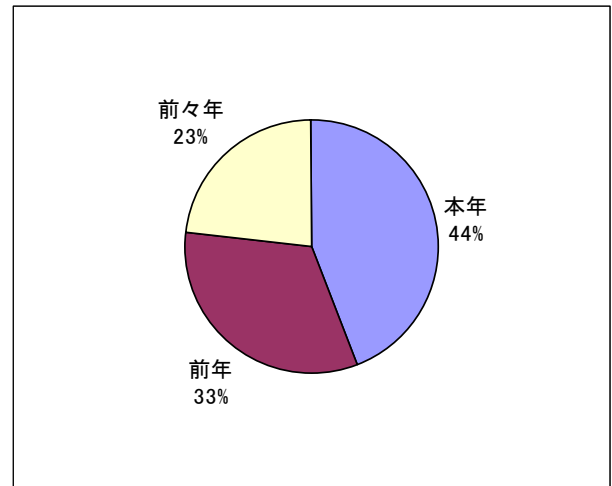
		《昨年》
① 1 回	21.2%	(15.5%)
② 2 回	27.3%	(26.7%)
③ 3 回	22.3%	(24.6%)
④ 4 回	11.1%	(18.3%)
⑤ 5 回	8.1%	(7.7%)
⑥ 6 回以上	10.0%	(7.1%)



【累計】		《昨年》
2 回以内	48.5%	(42.2%)
3 回以内	70.8%	(66.9%)
4 回以内	81.9%	(85.1%)
5 回以内	90.0%	(92.8%)

3. 短答式試験の合格年

- ① 本年……………44.2%
- ② 前年……………32.5%
- ③ 前々年……………23.3%



4. 論文式試験の科目ごとの合格年

a. 会計学

- ① 本年……………96.9%
- ② 前年…………… 2.0%
- ③ 前々年…………… 1.1%

b. 監査論

- ① 本年……………93.0%
- ② 前年…………… 5.2%
- ③ 前々年…………… 1.8%

c. 企業法

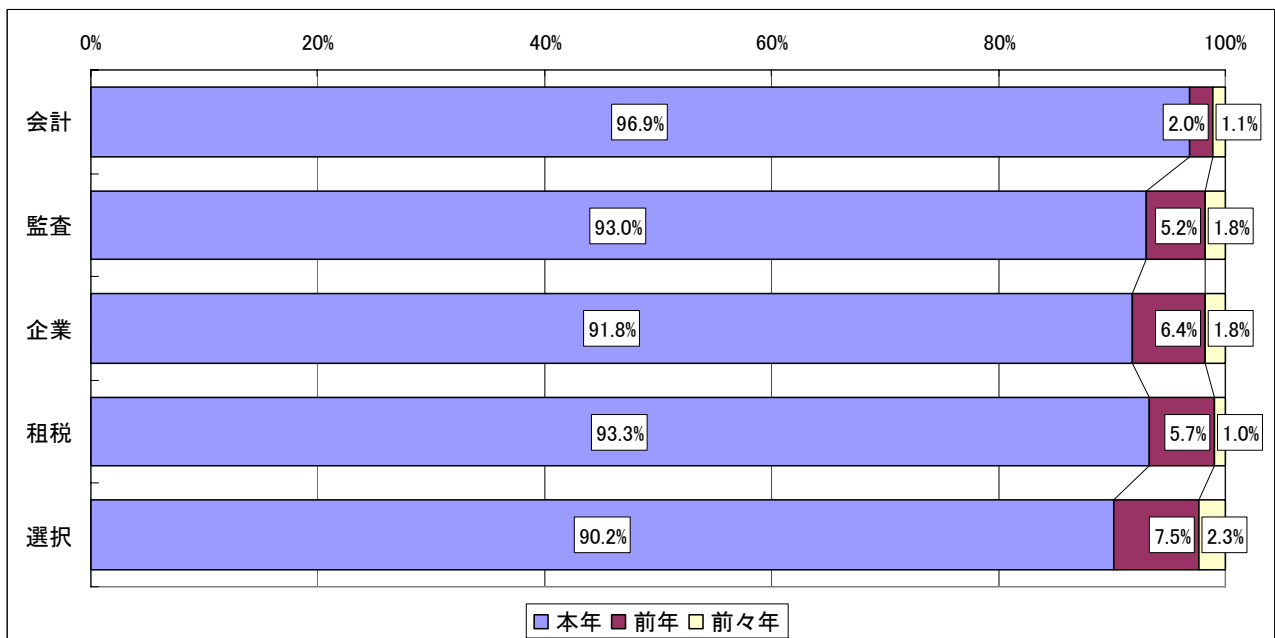
- ① 本年……………91.8%
- ② 前年…………… 6.4%
- ③ 前々年…………… 1.8%

d. 租税法

- ① 本年……………93.3%
- ② 前年…………… 5.7%
- ③ 前々年…………… 1.0%

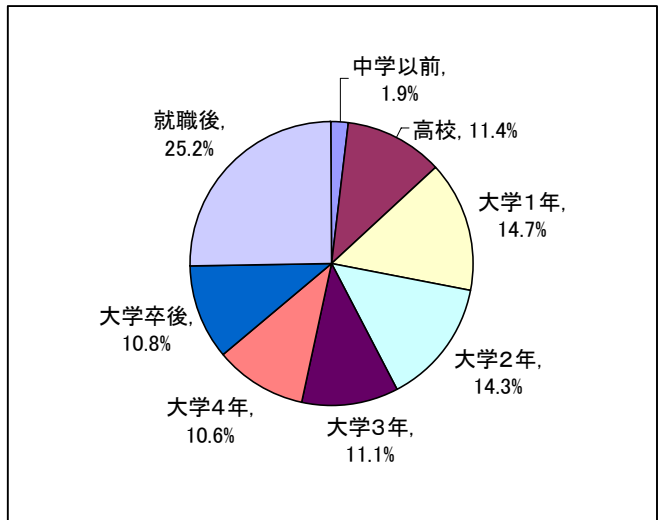
e. 選択科目

- ① 本年……………90.2%
- ② 前年…………… 7.5%
- ③ 前々年…………… 2.3%



5. 公認会計士を目指した時期

		《昨年》
① 中学校時以前	1.9%	(2.3%)
② 高等学校時	11.4%	(10.5%)
③ 大学1年時	14.7%	(13.8%)
④ 大学2年時	14.3%	(15.2%)
⑤ 大学3年時	11.1%	(13.0%)
⑥ 大学4年時	10.6%	(10.4%)
⑦ 大学卒業後	10.8%	(11.0%)
⑧ 就職後	25.2%	(23.8%)

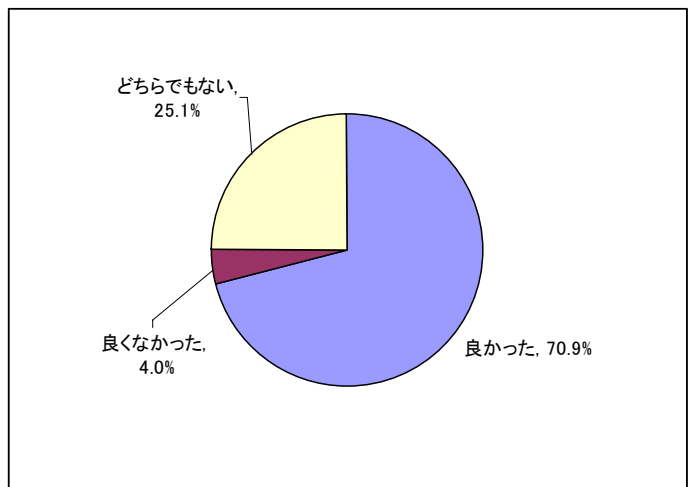


6. 公認会計士を目指した動機 (複数回答可)

		《昨年》
① スペシャリスト(職業的専門家)である	30.4%	(31.1%)
② 高収入である	15.5%	(14.1%)
③ 独立して業務ができる	8.2%	(9.3%)
④ 就職等が有利になる	5.0%	(5.7%)
⑤ 社会的地位が高い	9.7%	(8.8%)
⑥ 親(親戚等)が公認会計士又は税理士である	2.6%	(3.5%)
⑦ 公認会計士試験で自分の能力を試したい	11.5%	(10.5%)
⑧ 能力が発揮できるやりがいのある仕事である	17.1%	(17.0%)

7. 公認会計士試験の実施日について

- ① 良かった……………70.9%
- ② 良くなかった…………… 4.0%★
- ③ どちらでもない……………25.1%



★「②良くなかった」と答えた理由

- ・ 短答式の管理・監査で問題の配付、回収に時間がかかり、財務会計前の休憩がほとんど取れなかったため。短答式は2日間で(土日など)やるべき。
- ・ 短答式を1日で実施するのは、スケジュール的に受験生の負担になる。連続した土日2日間の方が良いと思う。
- ・ 社会人受験をする方を考慮したものだと思うが、大多数が受験に専念していると考えられるため、土日を挟んでもあまり意味がないと思う。
- ・ 論文式試験の試験日も全て土日にしてほしい。(二週に亘って開催すれば可能)
- ・ 確かに、改善は素晴らしい。ただ、その改善を推し進め1日3科目2日(土日のみ)とすべきだと思う。現行司法試験などはそのようにされている。
- ・ 社会人にとって平日の受験は好ましくないため。

業務補助等について

※ 業務補助等の種類

- ① 業務補助・・・監査業務について、公認会計士・監査法人を補助すること。
- ② 実務従事・・・財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること。

※ 条件等

種類	対象者	対象業務
業務補助	会計事務所又は監査法人の従業者	1年に2以上の法人の財務書類の監査又は証明 (金融商品取引法、会社法監査の場合は1以上の法人で可)
実務従事	国又は地方公共団体の職員	国又は地方公共団体若しくは資本金5億円以上の法人の会計に関して ・検査若しくは監査の事務 ・国税に関する調査若しくは検査の事務
	銀行、保険会社、無尽会社等の社員	・貸付け ・債務の保証 ・その他上記に準ずる資金の運用に関する事務
	一般法人の社員	資本金5億円以上の法人において ・原価計算その他の財務分析に関する事務

上記の業務を通算して2年以上行なったことについて、公認会計士試験合格者が個別に申請を行い、金融庁において審査を実施。

※ 実際に認められた実務従事の例

<p>典型的な事例</p>	<p>① 国税局において、税務調査の業務を2年間担当した。</p> <p>② 銀行において、法人融資の業務を2年間担当した。</p> <p>③ 資本金5億円以上ある企業の経理部で、財務書類の作成など決算に関する業務を2年間担当した。</p> <p>④ 資本金5億円以上ある企業の企画部において、予算実績の管理に関する業務を2年間担当した。</p> <p>⑤ 資本金5億円以上ある企業の工場において、製品の原価管理を含む、当該工場の経理に関する業務を2年間担当した。</p>
<p>実態として法令に合致しているとして認められた事例</p>	<p>① 資本金1億円未満の企業に勤務しているが、親会社(資本金5億円以上)の経理部門の業務がアウトソーシングされているため、親会社の決算業務を2年間担当した。</p> <p>② 財務書類の適正性を確保するための内部統制が適切か否かを調査する部門で、内部統制上の問題点を改善する業務を2年間実施した。</p> <p>③ 証券会社のアナリストとして、各上場企業の財務分析を行う業務を2年間担当した。</p> <p>④ 資本金1億円程度のコンサルティング会社に勤務しているが、資本金5億円以上の企業数社と財務アドバイザー契約を締結し、財務分析等を行う業務を2年間担当した。</p> <p>⑤ 税理士事務所に勤務していたが、資本金5億円以上の企業に派遣され、決算に関する業務を2年間担当した。</p>

※ 業務補助と実務従事の割合

	業務補助人数	実務従事人数	合計	実務従事割合
旧試験時代	10,528人	408人	10,936人	3.73%
平成19年度	1,116人	67人	1,183人	5.67%
平成20年度	1,259人	47人	1,306人	3.59%
合 計	12,903人	522人	13,425人	3.88%

公認会計士法(抄)

(昭和二十三年七月六日法律第百三号)

(業務補助等)

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

- 一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間
- 二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

2 この法律に定めるもののほか、業務補助等について必要な事項は、内閣府令で定める。

公認会計士法施行令(抄)

(昭和二十七年八月十四日政令第三百四十三号)

(財務に関する監査、分析その他の実務)

第二条 法第十五条第一項第二号 に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人(当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、資本金額(資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。)五億円以上のものに限る。第三号において同じ。)の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。
- 二 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項 に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。
- 三 前号に掲げるものを除くほか、国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

業務補助等に関する規則(抄)

(昭和二十五年八月十二日公認会計士管理委員会規則第七号)

(通則)

第一条 公認会計士の登録を受けようとする者は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条 に規定する実務補習の外に、法第二条第一項 の業務について公認会計士（外国公認会計士及び外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者を含む。以下同じ。）若しくは監査法人を補助すること（以下「業務補助」という。）又は財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること（以下「実務従事」という。）を必要とする。

第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人（当該法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二 の規定により公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなつている場合又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号 に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条 前段に規定する場合にあつては、同条 の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項 の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合には一社以上）の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならない。

2 実務従事は、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第二条 各号に規定する事務について、正職員として、かつ、本務として直接担当しなければならない。

(期間及びその計算方法)

第三条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間は、通算して二年以上とする。

2 前項の規定により期間を通算する場合には、日数により、三十日を一月として計算するものとする。

実務補習



日本公認会計士協会

(実務補習の実施母体)

- 実務補習は、公認会計士試験合格者に対して公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の金融庁長官が認定する機関において行うこととされている(公認会計士法第16条第1項)。
- 実務補習団体として ⇒ 日本公認会計士協会(認定番号101)
実務補習機関として ⇒ 一般財団法人会計教育研修機構(認定番号102)

(実務補習実施母体の変更)

- 平成21年7月6日に、一般財団法人会計教育研修機構が設立され、同機構が、本年11月2日に実務補習機関としての認定を受けたことから、実務補習団体日本公認会計士協会による実務補習を停止し、その在籍する補習生全員を、本年12月1日付けをもって、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に転籍することとした。
- 平成21年度の公認会計士試験合格者は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構で実務補習を受けることとなる。
 - 公認会計士業界による後進育成の実務補習から、公認会計士業界を中心として会計・監査分野に携わる経済界、学界の協力を得た我が国会計プロフェッションの育成へ
- 一般財団法人会計教育研修機構 による実務補習
 - ✓ 会計プロフェッションの育成に、多くの関係者が参画できる環境
 - ✓ 教育研修カリキュラムのさらなる充実

- ◆ 当年度から、実務補習の実施母体は一般財団法人会計教育研修機構に移行するが、原則、これまで日本公認会計士協会が行ってきた実務補習所運営を継承していく。

(実務補習所)

- 東京・名古屋・大阪・福岡の4箇所の実務補習所を置き、また、東京実務補習所には8つの支所（札幌・仙台・新潟・長野・静岡・金沢・広島・高松）を設けている。

実務補習所	第3学年	第2学年	第1学年	合計
東京実務補習所	927	1,830	2,071	4,828
札幌支所	16	16	25	57
仙台支所	8	21	30	59
長野支所	3	9	3	15
新潟支所	0	0	11	11
静岡支所	1	26	19	46
金沢支所	6	10	12	28
広島支所	6	12	32	50
高松支所	4	10	11	25
東海実務補習所	73	118	158	349
近畿実務補習所	229	510	486	1,225
九州実務補習所	33	57	72	162
合計	1,306	2,619	2,930	6,855

2009年10月末

(実務補習修業年限)

- 実務補習は、修業年限を原則3年※とし、主に平日の夜間3時間(18時から)と土曜日の昼間9時間に講義等を実施している。
- 平成21年度から、企業勤務者の通所に配慮し、19時に開始する平日夜間3時間のグループを新設した。

※ 業務補助(又は実務従事)の期間が2年以上ある者については、所定の手続を経て修業年限を短縮することができる。

- 実務補習を修了するためには、
 - ① 実務補習所における実務に関する講義及び実地演習において270単位以上の出席単位を取得すること
 - ② 修業年限内に実施される10回の考査すべてを受け、各考査4単位以上、合計60単位以上を取得すること
 - ③ 修業年限内に6テーマ分の課題研究(論文)を行い、各テーマ4単位以上、合計36単位以上を取得すること
 - ④ 日本公認会計士協会が行う「修了考査※」に合格すること

※ 公認会計士法第16条第7項に規定する実務補習を修了したことを確認するための考査

(運 営)

- 各実務補習所に実務補習所運営委員会を置く(委員＝主に公認会計士)。
 - ・ 東京実務補習所運営委員会 委員168名(支所委員44名を含む。)
 - ・ 東海実務補習所運営委員会 委員 33名
 - ・ 近畿実務補習所運営委員会 委員 68名(専門委員30名を含む。)
 - ・ 九州実務補習所運営委員会 委員 15名
- 各実務補習所を統括し、実務補習所の運営に関する大綱を立案するほか実務補習全般の企画指導等を行うため、一般財団法人会計教育研修機構の運営委員会の下に実務補習協議会を置く。
- 経済界の意見を実務補習に反映させるため、実務補習協議会の下に「実務補習に関する懇談会」及び「実務補習検討会」を置く(各構成員は、公認会計士以外の有識者及び公認会計士)。

(実務補習教材の作成、講師)

- 実務補習協議会に実務補習教材検討会を設置(委員＝公認会計士45名)。
- 実務補習所の講師は、公認会計士のほか、証券取引等監視委員会委員、証券取引所上場部長、大学教授、弁護士、企業の実務家等

(実務補習の方法、単位)

- 実務に関する講義及び実地演習 修業年限を通じて120回(1回3時間)
講義、eラーニング、ディスカッション、ゼミナール、演習、宿泊研修
- 考査 修業年限を通じて10回
- 課題研究 修業年限を通じて6回(6テーマ)

(実務補習の内容)

会計に関する理論及び実務 / 監査に関する理論及び実務

経営に関する理論及び実務 / 税に関する理論及び実務

コンピュータに関する理論及び実務

公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理 / その他必要と認める事項

なお、実務補習規則(内閣府令)第2条第2項により、上記に掲げる事項については、国際的な動向に十分配慮して実施するものとされている。

(実務補習科目)

科目	内容	コマ数	科目	内容	コマ数	科目	内容	コマ数
監査	1. 監査制度総論	3	会計	1. 開示制度	3	税務	1. 税務通論	2
	2. 監査手続総論	2		2. 財務諸表等規則	5		2. 法人税の実務	14
	3. 監査手続各論	20		3. 業務フロー	5		3. 所得税の実務	2
	4. 監査結果の要約	2		4. 英文財務諸表	3		4. 相続税の実務	1
	5. 連結	2		5. 非営利会計	4		5. その他の税法	5
	6. 国際監査基準	1		6. 個別テーマ	4		6. 国際税務	2
	7. その他の監査	4						
経営・情報システム	1. リスクマネジメントと内部統制	9	法規その他	1. 金融商品取引法	1	特別講義	特別講義	
	2. 企業分析	5		2. 公認会計士法	1		協会動向	1
	3. 企業価値評価	2		3. 職業倫理	3		所長講話	1
	4. 企業におけるIT利用	8		4. その他(事例研究他)	9		その他	2
				5. ディスカッション	5			

(修業年限3年間の予定)

	区 分	回 数	単 位	出席単位
第1学年 (全体の約70%)	講義	65	3	195
	eラーニング	12	3	36
	ディスカッション	3	3	9
	ゼミナール	3	3	9
	宿泊研修	2	12	24
	合計単位			273
	考査	7	—	—
	課題研究	3	—	—
第2学年 (全体の約20%)	講義	20	3	60
	eラーニング	3	3	9
	ゼミナール	2	3	6
	合計単位			75
	考査	2	—	—
	課題研究	2	—	—
第3学年 (全体の約10%)	講義	10	3	30
	eラーニング	3	3	9
	合計単位			39
	考査	1	—	—
	課題研究	1	—	—

(入所料及び補習料)

入所料	15,000円
補習料	168,000円
合計	183,000円

修了考査

科目	考査時間	問題数	配点
会計に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
監査に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
税に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
経営に関する理論及び実務(コンピュータに関する理論を含む。)	2時間	大問2問	200点
公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理	1時間	大問2問	100点

- 日本公認会計士協会が実施
- 修了考査運営委員会＝委員10名以内。ただし、1名は協会会員以外の学識経験者
- 1科目6名以内の出題委員を置き、修了考査の問題作成・調整及び採点に当たる。
- 修了考査は毎年1回原則として12月に2日間の日程で行われる。
- 東京都、愛知県、大阪府及び福岡県において実施する。
- 合格基準は、総点数の60%を基準として、運営委員会が相当と認めた得点比率とする。ただし、満点の40%に満たない科目が1科目でもある者は不合格とすることができる。

国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの相違点等について

1. 概要

国際教育基準は、IFACの加盟団体の会員（日本のメンバーは日本公認会計士協会）に対して、職業会計士の資格取得前及び資格取得後に求められる教育の基準を示したものの。

2. 国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの比較

	日 本	国際教育基準
資格取得につながる教育プログラムへの参加要件	日本の制度では参加要件なし	<u>大学への進学要件又はそれと同等の能力</u>
教育プログラムにおける教育科目等	公認会計士試験 ① 会計及び監査に関する科目 ② 企業法 実務補習 ① 会計に関する理論及び実務 ② 監査に関する理論及び実務 ③ 経営に関する理論及び実務 ④ 税に関する理論及び実務 ⑤ 法規及び職業倫理 ⑥ I Tに関する知識	① 会計、ファイナンス及びその関連知識 ② 企業等の組織及びビジネスの知識 ③ I Tの知識及び能力 ④ <u>会計職業専門家教育プログラムの中には、一般教育を含まなければならない。</u>
資格取得前の専門教育期間	実務補習 土日、夜間を中心に3年間 (多くの者は、大学卒業後に受講している)	① 会計の専門知識については、少なくとも2年以上のフルタイム又は同等の教育が必要 ② 専門知識を習得するために、会計学の学位または職業専門家の資格を取得しなければならない。
修得すべきスキル	明文規定はない	① 知的スキル ② 技術的及び機能的スキル ③ 人的スキル ④ 対人関係及びコミュニケーション関連スキル ⑤ 組織及び経営管理関連スキル

価値観、倫理、心構え	実務補習において、公認会計士が従うべき法規、倫理について教育を実施	職業専門家としての価値観、倫理及び心構えを修得させる必要がある
資格取得の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 資格取得前において2年間の業務補助、実務従事が必要 ② 上記とは別に、最低1年以上の実務的な教育期間として実務補習の修了が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>資格取得前において少なくとも3年間の実務経験が必要</u> ② 大学院等で実務面に特に重点を置いて会計を応用するような教育を行った場合、実務経験の12ヶ月分に相当
実務経験の監督	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務補助については、公認会計士の指導を受ける ② 実務従事については、会社の監督以外の監督はない ③ 実務経験は、試験前の経験でも良い 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実務経験は、経験豊かな公認会計士の指導の下で行われるべき ② 実務経験の記録は定期的に指導者によりレビューされるべき
能力の評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 国家試験としての公認会計士試験を実施して評価 ② 実務補習修了時に、公認会計士協会が実施する修了考査を実施して評価 	公認会計士を目指す者の能力は、資格取得前に公式に評価されるべき

(参考) 国際教育基準 (抜粋)

I E S 1 : ENTRY REQUIREMENTS TO A PROGRAM OF
PROFESSIONAL ACCOUNTING EDUCATION

国際教育基準第1号：会計職業専門家教育を始めるための参加要件

Entry Requirements to a Program of Professional Accounting Education	会計職業専門教育プログラムを始めるための参加要件
6. For an individual seeking to begin a program of professional accounting education leading to membership of an IFAC member body, the entry requirement should be at least equivalent to that for admission into a recognized university degree program or its equivalent.	6. IFACメンバー団体の会員資格につながる会計職業専門家教育プログラムを始めようとする者の参加要件は、少なくとも、大学学位プログラムへの進学を許可する要件又はそれと同等である必要がある。
7. An individual needs to bring to a program of professional accounting education an appropriate level of prior education and learning to provide the foundation necessary to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes needed to become a professional accountant.	<p>※本項は、基準そのものではなく、基準（第6項）の説明、補足</p> <p>7. 会計職業専門家となるための学習を始めようとする者は、職業会計士となるために必要な専門家としての知識、専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構えの修得に必要なレベルの事前教育と学習を行なっている必要がある。</p>

I E S 2 : CONTENT OF PROFESSIONAL
ACCOUNTING EDUCATION PROGRAMS

国際教育基準第2号：会計職業専門家教育プログラムにおける教育
科目

Introduction	はじめに
<p>4. Professional accounting education may take place in an academic environment or in the course of studying for a professional qualification, but should be at least equivalent to degree level study. Candidates need to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes, and need to be able to integrate these elements.</p>	<p>※本項は、基準そのものではなく、基準（11項、14項）の説明、補足</p> <p>4. 会計職業専門家教育は、学術的な環境で行われることもあれば、資格取得の過程で行われることもあるが、少なくとも大学学位レベルと同等の教育を受けるものでなければならない。職業会計士志望者は、「専門的知識」、「専門家としてのスキル」、「職業専門家としての価値観・倫理・心構え」と、それらを統合する能力を身に付ける必要がある。</p>
Content of Professional Accounting Education Programs	会計職業専門家教育プログラムの内容
<p>11. Professional accounting study should be a part of the pre-qualification program. This study should be long enough and intensive enough to permit candidates to gain the professional knowledge required for professional competence.</p>	<p>11. 会計職業専門教育は、資格取得前教育の一部として行われなければならない。この専門教育は、職業会計士志望者が、能力として要求される専門的知識を修得するために、十分な長さの時間で集中的に行われなければならない。</p>
<p>14. The content of professional accounting education should consist of:</p> <p>(a) accounting, finance and related knowledge;</p> <p>(b) organizational and business knowledge; and</p> <p>(c) information technology knowledge and competences.</p>	<p>14. 会計職業専門家教育の内容は次の知識分野からなる。</p> <p>(a) 会計、ファイナンス及びその関連知識</p> <p>(b) 企業等の組織及びビジネスの知識</p> <p>(c) I Tの知識及び能力</p>

I E S 3 : PROFESSIONAL SKILLS

国際教育基準第3号：職業専門家としてのスキル

General Education	一般教育
19. All professional education programs should include some portion of general education.	19. 全ての会計職業専門家教育プログラムの中には、「一般教育」のある部分も含まなければならない。

I E S 5 : PRACTICAL EXPERIENCE REQUIREMENTS

国際教育基準第5号：実務経験の要件

Practical Experience Requirements	実務経験の要件
11. The period of practical experience should be a minimum of three years. A period of relevant graduate (beyond under-graduate, e.g., masters) professional education with a strong element of practical accounting application may contribute no more than 12 months to the practical experience requirement.	11. この資格取得前の実務経験の期間は、少なくとも3年とすべきである。 この場合、大学院相当（大学学部卒業以上、例えば、修士課程）の職業専門家教育の期間で、実務面に特に重点を置いて会計を応用するような期間は、実務経験の要件である3年のうちの12ヶ月分に相当すると見てよいであろう。

継続的専門研修制度 (CPE: Continuing Professional Education)

- ・ 公認会計士法において、公認会計士は日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けることとされている。
- ・ 日本公認会計士協会は、公認会計士としての資質の維持・向上、及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、研修制度 (CPE) を設け、会員に対して毎年研修を行う。

○ 研修の方法

- ・ 集合研修、自己学習、著者等執筆、研修会等講師

○ 研修内容

- ・ 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項
- ・ 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

○ 研修の受講

1事業年度につき40単位以上

<必要な単位数>

- ・ 当該事業年度を含む直前3事業年度の合計が120単位
- ・ 1事業年度、20単位以上
(※業務を行わないなどの理由により、研修の必要単位数が軽減された場合に20単位未満であればその単位数)
- ・ 必須単位 (集合研修)
 - 職業倫理に関する研修科目…2単位
 - 監査の品質に関する研修科目…6単位 (※法定監査業務に従事する者に限る)

○ 研修の免除・軽減

【免除】…1事業年度を通じて、公認会計士業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には研修を免除

【軽減】…公認会計士業務を行わない期間が1事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には研修を軽減

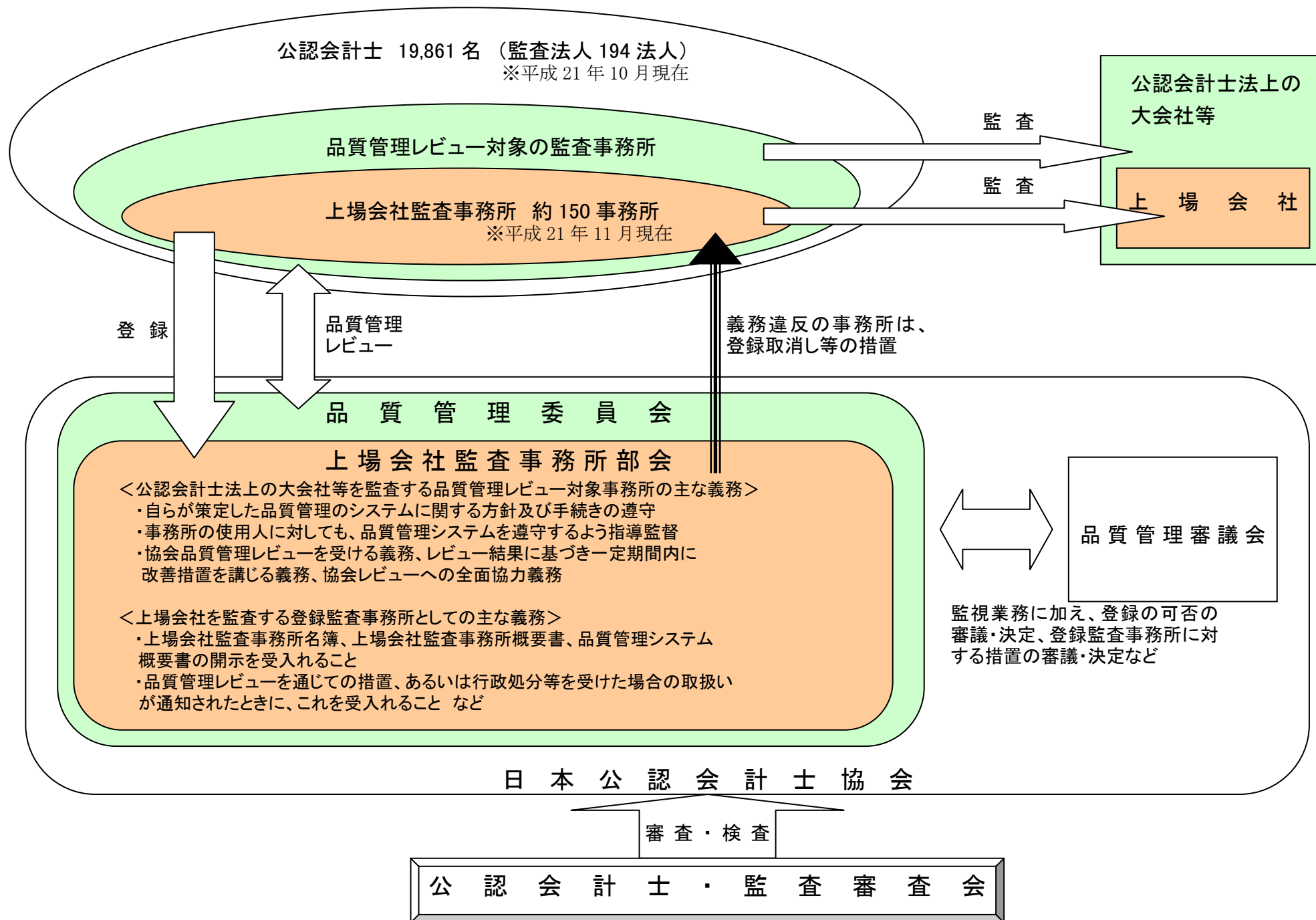
<免除・軽減の対象事由(例)>

「一般企業に勤務」、「国又は地方公共団体に常時勤務」、「国会議員・地方公共団体の議会の議員」、「海外在住」、「療養中」、「育児」など

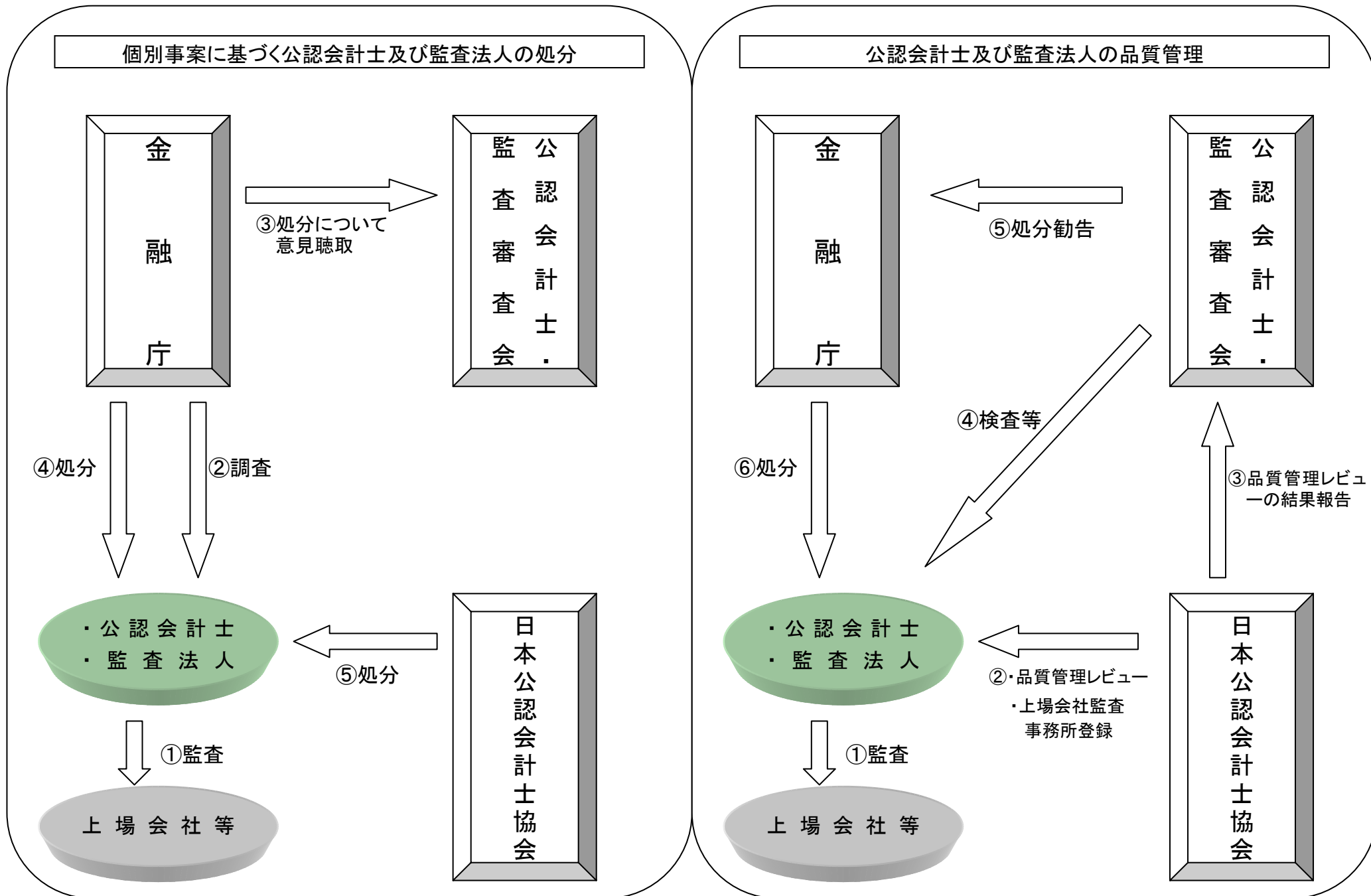
(注) 「名刺」、「事務封筒・看板」、「講演」などで公認会計士の肩書きを使用している場合は、公認会計士業務を行っているとはみなし

20単位の履修が必要

上場会社監査事務所の登録等



公認会計士及び監査法人に対する行政処分・品質管理について



公認会計士及び監査法人の行政処分について

1. 個別事案に基づく公認会計士及び監査法人の処分について

○虚偽証明等に係る懲戒処分

公認会計士又は監査法人が故意又は過失により、虚偽等のある財務書類を虚偽等のないものと証明した場合

○法令違反に係る懲戒処分

公認会計士が公認会計士法等の法令に違反した場合(信用失墜行為)

(例)インサイダー取引、脱税行為 など

○処分の手続き

金融庁が懲戒処分を行う場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴取

○処分の種類

【公認会計士】

- ・戒告、二年以内の業務停止、登録の抹消
- ・課徴金納付命令(虚偽記載に限る)

【監査法人】

- ・業務改善指示、業務改善命令、戒告、二年以内の業務停止、解散命令
- ・課徴金納付命令(虚偽記載に限る)

2. 公認会計士及び監査法人の品質管理について

○日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、公認会計士又は監査法人における監査の品質管理の状況について品質管理レビューを行う

○公認会計士・監査審査会による検査等

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けて、必要に応じて監査法人等に立入検査等を実施

○公認会計士・監査審査会による勧告

公認会計士・監査審査会は、監査法人等において監査の品質管理が著しく不十分であった場合は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告

○金融庁における懲戒処分

金融庁は当該勧告を受け処分を行う

(処分の種類) 業務改善指示、業務改善命令、戒告、二年以内の業務停止、解散命令

公認会計士法に基づく処分事例(平成16事務年度以降)

処分年月日	事案	監査法人・公認会計士	処分の種類
16.12.17	過失による虚偽証明 (東北文化学園)	新日本監査法人 公認会計士	戒告 業務停止6ヶ月
17.1.25	著しく不当な業務運営 (あしぎんファイナンシャルグループ)	中央青山監査法人	戒告
17.9.20	故意又は過失による虚偽証明 (テスコ)	公認会計士 公認会計士	業務停止9ヶ月 業務停止3ヶ月
18.3.30	過失による虚偽証明 (エムティーシーアイ)	監査法人トーマツ 公認会計士 公認会計士	戒告 業務停止3ヶ月 業務停止3ヶ月
	過失による虚偽証明 (ナナボシ)	公認会計士 公認会計士 公認会計士	業務停止1ヶ月 業務停止3ヶ月 業務停止3ヶ月
	過失による虚偽証明 (サワコーコーポレーション)	公認会計士 公認会計士	業務停止2ヶ月 業務停止2ヶ月
	故意による虚偽証明 (カネボウ)	中央青山監査法人 公認会計士 公認会計士 公認会計士	業務停止2ヶ月 登録抹消 登録抹消 業務停止1年
18.5.24		公認会計士	登録抹消
18.7.13	過失による虚偽証明 (東北文化学園)	公認会計士	業務停止3ヶ月
18.7.13	自己脱税	公認会計士	業務停止1ヶ月
18.9.14	自己脱税	公認会計士	業務停止1ヶ月
18.11.30	過失による虚偽証明 (ケイビー)	日栄監査法人 公認会計士 公認会計士 公認会計士	戒告 業務停止6ヶ月 業務停止3ヶ月 業務停止3ヶ月
19.4.27	故意による虚偽証明 (TTGホールディングス)	麹町監査法人 監査法人つばき 公認会計士 公認会計士 公認会計士	戒告 戒告 登録抹消 登録抹消 登録抹消
19.6.4	故意又は過失による虚偽証明 (ライブドア)	公認会計士 公認会計士	登録抹消 業務停止9ヶ月
	信用失墜行為(監査補助者)	公認会計士	業務停止6ヶ月
19.11.22	過失による虚偽証明 (サンビシ)	ビーエー東京監査法人 公認会計士 公認会計士	一部業務停止1ヶ月 業務停止6ヵ月 業務停止6ヵ月
20.4.9	信用失墜行為、守秘義務違反 (インサイダー取引)	公認会計士	業務停止1年6ヶ月
20.4.18	同時提供の禁止違反	福北監査法人	戒告
20.4.30	同時提供の禁止違反	監査法人夏目事務所	戒告
20.7.11	過失による虚偽証明 (三洋電機)	公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	業務停止2年 業務停止2年 業務停止6ヶ月 業務停止9ヶ月
20.10.24	過失による虚偽証明 (セタ)	監査法人夏目事務所 公認会計士 公認会計士	一部業務停止1ヶ月 業務停止3ヵ月 業務停止3ヵ月
21.3.13	著しく不当な業務運営	監査法人ウイングパートナーズ	一部業務停止1年+ 業務改善命令
21.6.23	信用失墜行為 (インサイダー取引)	公認会計士	業務停止3ヶ月
21.7.8	過失による虚偽証明 (ゼンテック)	監査法人ウイングパートナーズ 公認会計士	業務停止1ヶ月+ 業務改善命令 業務停止3ヶ月
	過失による虚偽証明 (ペイントハウス)	公認会計士	業務停止1年3ヶ月
	過失による虚偽証明 (ゼンテック、ペイントハウス)	公認会計士	業務停止1年6ヶ月